

平成17年度決算検査報告

会計検査院

会計検査院は、日本国憲法第90条の規定により、国の収入支出の決算を検査し、会計検査院法第29条の規定に基づいて平成17年度決算検査報告を作成し、平成18年11月10日、これを内閣に送付した。

この検査報告には、歳入歳出の決算に関する事項、法律、政令若しくは予算に違反し又は不当と認めた事項、意見を表示し又は処置を要求した事項、会計事務職員に対する検定等について記載した。また、国有財産、物品等国の財産等に関する検査事項及び会計検査院法その他の法律の規定により検査をしている政府関係機関等の会計に関する事項についても記載した。

なお、会計検査院は、18年9月8日、内閣から平成17年度歳入歳出決算の送付を受け、その検査を終えて11月10日内閣に回付した。

第1章 検査の概要

第1節 検査活動の概況

第1 検査の方針

会計検査院は、平成18年次の検査に当たって、会計検査の基本方針を次のとおり定めた。

平成18年次会計検査の基本方針

〔平成17年9月2日策定
11月7日一部改正〕

1 会計検査院の使命

会計検査院には、内閣から独立した憲法上の機関として、国の収入支出の決算の検査を行うほか、法律に定める会計の検査を行い、これを常時実施することにより、会計経理を監督し、その適正を期し、かつ、是正を図るとともに、検査の結果により、国の収入支出の決算を確認し、検査報告を作成して内閣を通じて国会に報告するという使命が課されている。

2 社会経済の動向等と会計検査院をめぐる状況

(1) 我が国の社会経済の動向と財政の現状

近年、我が国の社会経済は、少子・高齢化の急速な進展、グローバル化、情報通信技術の革新とその普及、環境問題による制約などにより大きく変容してきている。そして、今まで我が国の社会経済を支えてきた行政等のシステムにもこうした変化への対応が求められている。

我が国の財政をみると、連年の公債発行により公債残高は年々増加の一途をたどり、平成17年度末には約538兆円に達すると見込まれており、公債償還等に要する国債費は17年度予算で約18兆4千億円と、一般会計歳出の約2割を占めていて、財政の健全化が課題となっている。

また、政府は、経済・財政、行政等の各分野における構造改革を推進することとしている。

(2) 会計検査院をめぐる状況

近年、行政においては、予算執行や政策の事後の検証、説明責任の履行などが重視されており、成果目標の明示や厳格な事後評価とその予算への反映などを目指す予算制度改革、政策評価及び独立行政法人評価の実施、企業会計の考え方を導入した財務書類の作成等の公会計に関する種々の検討など、様々な取組がなされている。

また、国会においても、国会による財政統制を充実・強化する観点から、予算の執行結果を把握し次の予算に反映させることの重要性などが議論されている。会計検査院では、国会から内閣に対して決算の早期提出が要請されたことも踏まえ、15年度決算検査報告のさらなる早期提出を行っており、これにより国会における決算審査の早期化に資するとともに、検査結果の予算への一層の反映が可能となった。そして、17年6月、参議院において、国会法第105条の規定に基づき、国家財政の経理等に関する調査のため、会計検

査院に対して9件の検査要請がなされた。こうした中で、17年11月、会計検査の機能の強化及び活用を図り、もって国会における決算審査の充実に資するため、選択的検査対象の拡大、実地の検査等に応じる義務、国会等への随時の報告を内容とした会計検査院法の改正が行われた。

このように財政の健全化が課題となっており、また、行財政の事後の検証とその予算・政策への反映、説明責任の履行などが重視される中で、会計検査院の役割は一層重要となっており、会計検査機能に対する国民の期待も大きくなっていると考えられる。

3 会計検査の基本方針

会計検査院は、従来から社会経済の動向などを踏まえて国民の期待に応える検査に努めてきたところであるが、以上のような状況の下で今後ともその使命を的確に果たすため、国民の関心の所在に十分留意し、厳正かつ公正な職務の執行に努めるとともに、次に掲げる方針で検査に取り組む。

(1) 重点的な検査

我が国の社会経済の動向や財政の現状を十分踏まえ、主として次に掲げる施策の分野に重点を置いて検査を行う。

- (ア) 社会保障
- (イ) 公共事業
- (ウ) 教育及び科学技術
- (エ) 防衛
- (オ) 農林水産業
- (カ) 経済協力
- (キ) 中小企業
- (ク) 環境保全
- (ケ) 情報通信(IT)

また、複数の府省等により横断的に実施されている施策、あるいは複数の府省等に共通又は関連する事項に対して、横断的な検査の充実に図る。

なお、社会的関心の高い事項については必要に応じて機動的な検査を行うなど、適時適切に対応する。

(2) 多角的な観点からの検査

不正不当な事態に対する検査を行うことはもとより、業績の評価を指向した検査を行っていく。そして、必要な場合には、制度そのものの要否も視野に入れて検査を行っていく。

すなわち、これまで会計検査院は、主として次のような観点から検査を行ってきた。

- (ア) 決算の表示が予算執行など財務の状況を正確に表現しているかという正確性の観点
- (イ) 会計経理が予算や法律、政令等に従って適正に処理されているかという合规性の観点
- (ウ) 事務・事業の遂行及び予算の執行が、より少ない費用で実施できないか、あるいは同じ費用でより大きな成果が得られないかという経済性・効率性の観点
- (エ) 事務・事業の遂行及び予算の執行の結果が、所期の目的を達成しているか、また、効果を上げているかという有効性の観点

今後も、正確性や合规性の観点からの検査を十分行い、その際には、近年一部の府省等

において不正不当な事態が相次いだことも踏まえて、特に基本的な会計経理について重点的に検査を行う。また、契約の競争性・透明性にも十分留意する。さらに、近年の厳しい経済財政状況にもかんがみ、経済性・効率性及び有効性の観点からの検査を重視する。特に有効性の観点から、事務・事業及び予算執行の効果について積極的に取り上げるよう努め、その際には、検査対象機関が自ら行う政策評価などの状況についても留意して検査を行う。そして、事務・事業の遂行及び予算の執行に問題がある場合には、原因の究明を徹底して行い、その改善の方策について検討する。

このほか、行財政の透明性、説明責任の向上や事業運営の改善に資するなどのため、国の決算など財政について、その分析や評価を行っていくとともに、特別会計、独立行政法人等についてはその財務状況の検査の充実を図る。また、企業会計の考え方の導入など新たな取組を踏まえ、公会計に関する課題に留意して検査・検討を行う。

(3) 内部統制の状況に対応した取組

検査に当たっては、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況に留意するとともに、これらが十分機能しているかについて検査するなど、会計経理の適正性を確保するため内部統制の実効性が確保されるよう必要な取組を行う。

(4) 検査のフォローアップ

検査の成果が、予算の編成・執行や事業運営等に的確に反映され、実効あるものとなるよう、その後の対応状況等を適時適切に検査するなどしてフォローアップを行う。

(5) 国会との連携

検査に当たっては、国会における審議の状況に常に留意する。また、国会の要請に係る事項の検査においては、国会における審査又は調査の必要から要請がなされることに十分留意する。

(6) 検査能力の向上

社会経済の複雑化とそれに伴う行財政の変化に対応して、新しい検査手法の開拓を行うなど検査能力の向上を図り、検査を充実させていく。

すなわち、検査手法や検査領域を多様化するための調査研究、専門分野の検査に対応できる人材の育成や拡充、検査業務のIT化の推進、検査用機器の活用などにより、会計経理はもとよりそれに関連する事務・事業の全般について検査の一層の浸透を図る。

4 的確な検査計画の策定

本基本方針に基づき、会計検査院に課された使命を効率的、効果的に達成するため、的確な検査計画を策定し、これにより計画的に検査を行う。

検査計画には、検査対象機関並びに施策及び事務・事業の予算等の規模や内容、内部監査、内部牽制等の内部統制の状況、過去の検査の状況や結果などを十分勘案して、検査に当たって重点的に取り組むべき事項を検査上の重要項目として設定する。

第2 検査の実施

(検査の対象)

会計検査院の検査を必要とするものは、会計検査院法第22条の規定により、次のとおりとされている。

- ① 国の毎月の収入支出
- ② 国の所有する現金及び物品並びに国有財産の受払
- ③ 国の債権の得喪又は国債その他の債務の増減
- ④ 日本銀行が国のために取り扱う現金、貴金属及び有価証券の受払
- ⑤ 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計
- ⑥ 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計

このほか、会計検査院は、必要と認めるとき又は内閣の請求があるときは、会計検査院法第23条第1項の規定により、次に掲げる会計経理の検査をすることができることとされている。

- ⑦ 国の所有又は保管する有価証券又は国の保管する現金及び物品
- ⑧ 国以外のものが国のために取り扱う現金、物品又は有価証券の受払
- ⑨ 国が直接又は間接に補助金、奨励金、助成金等を交付し又は貸付金、損失補償等の財政援助を与えているものの会計
- ⑩ 国が資本金の一部を出資しているものの会計
- ⑪ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計
- ⑫ 国が借入金の元金又は利子の支払を保証しているものの会計
- ⑬ 国若しくは国が資本金の2分の1以上を出資している法人の工事その他の役務の請負人若しくは事務若しくは業務の受託者又は国等に対する物品の納入者のその契約に関する会計

平成18年次の検査(検査実施期間 平成17年10月～18年9月)において検査の対象となったもののうち、⑤は政府関係機関、公団、事業団、独立行政法人等247法人の会計、⑥は日本放送協会の会計、⑨は4,669の団体等の会計、⑩は4法人の会計、⑪は13法人の会計である。

上記の検査の対象のうち主なものの平成17年度決算等の概要は、第6章の「歳入歳出決算その他検査対象の概要」に記載したとおりである。

(書面検査及び実地検査)

検査対象機関に対する検査の主な方法は、書面検査及び実地検査である。

書面検査は、検査対象となる会計を取り扱う機関から、会計検査院の定める計算証明規則により、当該機関で行った会計経理の実績を計数的に表示した計算書、及びその裏付けとなる各種の契約書、請求書、領収証書等の証拠書類等を提出させ、これらの書類について在庁して行う検査である。

また、実地検査は、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等に職員を派遣して、実際に、関係帳簿や事務・事業の実態を調査したり、関係者から説明を聴取したりなどして行う検査である。

これらの方法により、会計検査院が平成18年次に実施した検査の実績は、次のとおりである。

- (ア) 書面検査については、平成17年度分の計算書17万余冊及びその証拠書類5246万余枚を対象に実施した。
- (イ) 実地検査については、次表のとおり、検査対象機関である省庁等の官署、事務所等3万3千余箇所のうち、2千7百余箇所について実施したほか、国が補助金その他の財政援助

を与えた前記4,669の団体等について実施した。これらの実地検査に要した人日数は、3万9千3百余人日となっている。

検査対象機関である省庁等の官署、事務所等	左の箇所数 (A)	左のうち検査を実施した箇所数(B)	検査実施率 (%) (B/A)
本省、本庁、本社等	4,414	1,977	44.7
都道府県単位の地方出先機関等	7,997	670	8.3
小計	12,411	2,647	21.3
駅、特定郵便局等	20,678	138	0.6
計	33,089	2,785	8.4

検査の進行に伴い、検査上疑義のある事態について、疑問点を質したり、見解を求めたりなどするために、関係者に対して書面をもって質問を発しているが、平成18年次の検査において発した質問は7百余事項となっている。

品 目 別	17年度末現在額 千円	16年度末現在額 千円	差引き増△減 千円
防衛用船舶用機器	124,140,405	138,566,383	△ 14,425,977
防衛用衛生器材	32,073,908	31,412,537	661,370
防衛用一般機器	1,187,387,285	1,207,876,844	△ 20,489,558
計	10,590,621,629	10,493,360,306	97,261,322

17年度末現在額を前年度末現在額に比べると、年度中に増加した額は4兆3482億1861万余円、減少した額は4兆2509億5729万余円で、差引き972億6132万余円増加している。

第6 財政融資資金等の長期運用

平成17年度の財政融資資金等の長期運用予定額に係る運用実績報告書における長期運用予定現額及び本年度運用済額は、次表のとおりである。

	長期運用予定現額 千円	本年度運用済額 千円
財 政 融 資 資 金	14,825,877,425	10,475,767,296
国 債	1,000,000,000	999,999,966
国（特別会計）	178,043,344	146,059,187
政府関係機関	5,321,200,000	4,208,400,000
独立行政法人等	2,048,843,199	1,782,103,519
地方公共団体	6,277,790,882	3,339,204,623
郵便貯金資金		
地方公共団体	886,970,200	636,441,500
簡易生命保険資金		
地方公共団体	1,611,522,200	988,116,700

長期運用予定現額と本年度運用済額との差額の内訳は、財政融資資金では翌年度繰越額2兆7581億1444万余円及び運用残額1兆5919億9568万余円であり、郵便貯金資金では翌年度繰越額2172億0620万円及び運用残額333億2250万円、簡易生命保険資金では翌年度繰越額5237億5720万円及び運用残額996億4830万円である。

第7 政府関係機関及びその他の団体

1 概 況

会計検査院は、国の会計のほか、会計検査院法その他の法律の規定によって政府関係機関等の会計を検査している。

平成18年次(17年10月～18年9月)の検査において検査の対象としたのは次の会計である。

- ① 国が資本金の2分の1以上を出資している法人の会計 247
- ② 法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められた会計 1
- ③ 国が資本金の一部を出資しているものの会計のうち 4
- ④ 国が資本金を出資したものが更に出資しているものの会計のうち 13
- ⑤ 国が補助金その他の財政援助を与えた都道府県、市町村、各種組合、学校法人等の会計のうち 4,669

このうち、①から④までの明細は次表のとおりである。

区 分	団 体 名			
①国が資本金の2分の1以上を出資しているもの 247	(政府関係機関 8)			
	国民生活金融公庫	住宅金融公庫	農林漁業金融公庫	中小企業金融公庫
	公営企業金融公庫	沖縄振興開発金融公庫	日本政策投資銀行	国際協力銀行
	(公団、事業団等 38)			
	日本道路公団 ^(注1)	首都高速道路公団 ^(注2)	阪神高速道路公団 ^(注3)	本州四国連絡橋公団 ^(注4)
	日本私立学校振興・共済事業団	日本銀行	日本中央競馬会	日本原子力研究所 ^(注5)
	商工組合中央金庫	核燃料サイクル開発機構 ^(注6)	総合研究開発機構	関西国際空港株式会社
	日本たばこ産業株式会社	預金保険機構	年金資金運用基金 ^(注7)	日本郵政公社
	東京地下鉄株式会社	日本環境安全事業株式会社	成田国際空港株式会社	東日本高速道路株式会社 ^(注1)
	中日本高速道路株式会社 ^(注1)	西日本高速道路株式会社 ^(注1)	本州四国連絡高速道路株式会社 ^(注4)	日本郵政株式会社 ^(注8)
	以上のほか、清算中のものなどが14団体ある。			
	(独立行政法人 ^(注9) 106)			
	国立公文書館	情報通信研究機構	消防研究所 ^(注10)	酒類総合研究所
	国立特殊教育総合研究所	大学入試センター	国立オリンピック記念青少年総合センター ^(注11)	国立女性教育会館
	国立青年の家 ^(注11)	国立少年自然の家 ^(注11)	国立科学博物館	物質・材料研究機構
	防災科学技術研究所	放射線医学総合研究所	国立美術館	国立博物館
	文化財研究所	産業安全研究所 ^(注12)	産業医学総合研究所 ^(注12)	農林水産消費技術センター
	種苗管理センター	家畜改良センター	肥飼料検査所	農薬検査所
	農業者大学校 ^(注13)	林木育種センター	さけ・ます資源管理センター ^(注14)	水産大学校
	農業・生物系特定産業技術研究機構 ^(注13)	農業生物資源研究所	農業環境技術研究所	農業工学研究所 ^(注13)
食品総合研究所 ^(注13)	国際農林水産業研究センター	森林総合研究所	水産総合研究センター ^(注14)	

区 分	団 体 名			
	日本貿易保険	産業技術総合研究所	製品評価技術基盤機構	土木研究所 ^(注15)
	建築研究所	交通安全環境研究所	海上技術安全研究所	港湾空港技術研究所
	電子航法研究所	北海道開発土木研究所 ^(注15)	海技大学 ^(注16)	航海訓練所
	海員学校 ^(注16)	航空大学	国立環境研究所	教員研修センター
	駐留軍等労働者労務管理機構	自動車検査	造幣局	国立印刷局
	国民生活センター	通関情報処理センター	日本万国博覧会記念機構	農畜産業振興機構
	農林漁業信用基金	緑資源機構	北方領土問題対策協会	平和祈念事業特別基金
	国際協力機構	国際交流基金	新エネルギー・産業技術総合開発機構	科学技術振興機構
	日本学術振興会	理化学研究所 ^(注5)	宇宙航空研究開発機構	日本スポーツ振興センター
	日本芸術文化振興会	高齢・障害者雇用支援機構	福祉医療機構 ^(注7)	国立重度知的障害者総合施設のぞみの園
	労働政策研究・研修機構	日本貿易振興機構	鉄道建設・運輸施設整備支援機構	国際観光振興機構
	水資源機構	自動車事故対策機構	空港周辺整備機構	海上災害防止センター
	情報処理推進機構	石油天然ガス・金属鉱物資源機構	雇用・能力開発機構	労働者健康福祉機構
	国立病院機構	医薬品医療機器総合機構 ^(注17)	環境再生保全機構	日本学生支援機構
	海洋研究開発機構	国立高等専門学校機構	大学評価・学位授与機構	国立大学財務・経営センター
	メディア教育開発センター	中小企業基盤整備機構	都市再生機構	奄美群島振興開発基金
	国立国語研究所	医薬基盤研究所 ^(注17)	沖縄科学技術研究基盤整備機構 ^(注18)	日本高速道路保有・債務返済機構 ^(注1、2、3、4)
	日本原子力研究開発機構 ^(注5、6)	年金・健康保険福祉施設整理機構 ^(注19)		
	(国立大学法人 ^(注9) 91)			
	北海道大学	北海道教育大学	室蘭工業大学	小樽商科大学
	帯広畜産大学	旭川医科大学	北見工業大学	弘前大学

区 分	団 体 名			
	岩手大学	東北大学	宮城教育大学	秋田大学
	山形大学	福島大学	茨城大学	筑波大学
	宇都宮大学	群馬大学	埼玉大学	千葉大学
	東京大学	東京医科歯科大学	東京外国語大学	東京学芸大学
	東京農工大学	東京芸術大学	東京工業大学	東京海洋大学
	お茶の水女子大学	電気通信大学	一橋大学	横浜国立大学
	新潟大学	長岡技術科学大学	上越教育大学	富山大学 ^(注20)
	富山医科薬科大学 ^(注20)	金沢大学	福井大学	山梨大学
	信州大学	岐阜大学	静岡大学	浜松医科大学
	名古屋大学	愛知教育大学	名古屋工業大学	豊橋技術科学大学
	三重大学	滋賀大学	滋賀医科大学	京都大学
	京都教育大学	京都工芸繊維大学	大阪大学	大阪外国語大学
	大阪教育大学	兵庫教育大学	神戸大学	奈良教育大学
	奈良女子大学	和歌山大学	鳥取大学	島根大学
	岡山大学	広島大学	山口大学	徳島大学
	鳴門教育大学	香川大学	愛媛大学	高知大学
	福岡教育大学	九州大学	九州工業大学	佐賀大学
	長崎大学	熊本大学	大分大学	宮崎大学
	鹿児島大学	鹿屋体育大学	琉球大学	総合研究大学院大学
	政策研究大学院大学	北陸先端科学技術大学院大学	奈良先端科学技術大学院大学	筑波技術短期大学 ^(注21)
	高岡短期大学 ^(注20)	筑波技術大学 ^(注21)	富山大学 ^(注20)	
	(大学共同利用機関法人 ^(注9) 4)			
	人間文化研究機構	自然科学研究機構	高エネルギー加速器研究機構	情報・システム研究機構
②法律により特に会計検査院の検査に付するものと定められたもの ¹	日本放送協会			
③国が資本金の一部を出資しているものうち ⁴	中部国際空港株式会社	日本電信電話株式会社	首都高速道路株式会社 ^(注2)	阪神高速道路株式会社 ^(注3)

区 分	団 体 名			
④国が資本金を出資したものが更に出資しているもの のうち 13	北海道旅客鉄道株式会社	東海旅客鉄道株式会社	四国旅客鉄道株式会社	九州旅客鉄道株式会社
	日本貨物鉄道株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・データ	東京湾横断道路株式会社	株式会社エヌ・ティ・ティ・ドコモ
	関西国際空港用地造成株式会社	エヌ・ティ・ティ・コミュニケーションズ株式会社	東日本電信電話株式会社	西日本電信電話株式会社
	株式会社産業再生機構			

- (注1) 「日本道路公団」は、平成17年10月1日に解散し、同公団の権利及び義務は、同日に設立された「東日本高速道路株式会社」、「中日本高速道路株式会社」、「西日本高速道路株式会社」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に承継された。
- (注2) 「首都高速道路公団」は、平成17年10月1日に解散し、同公団の権利及び義務は、同日に設立された「首都高速道路株式会社」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に承継された。
- (注3) 「阪神高速道路公団」は、平成17年10月1日に解散し、同公団の権利及び義務は、同日に設立された「阪神高速道路株式会社」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に承継された。
- (注4) 「本州四国連絡橋公団」は、平成17年10月1日に解散し、同公団の権利及び義務は、同日に設立された「本州四国連絡高速道路株式会社」及び「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」に承継された。
- (注5) 「日本原子力研究所」は、平成17年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、「独立行政法人理化学研究所」及び同日に設立された「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に承継された。
- (注6) 「核燃料サイクル開発機構」は、平成17年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、同日に設立された「独立行政法人日本原子力研究開発機構」に承継された。
- (注7) 「年金資金運用基金」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、「独立行政法人福祉医療機構」及び同日に設立された「年金積立金管理運用独立行政法人」に承継された。
- (注8) 「日本郵政株式会社」は、平成18年1月23日に設立された。
- (注9) 各法人の名称中「独立行政法人」、「国立大学法人」及び「大学共同利用機関法人」は記載を省略した。
- (注10) 「独立行政法人消防研究所」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の資産及び債務は国が承継し、一般会計に帰属した。
- (注11) 「独立行政法人国立青年の家」及び「独立行政法人国立少年自然の家」は、いずれも平成18年4月1日に解散し、両団体の権利及び義務は、同日に「独立行政法人国立オリンピック記念青少年総合センター」から移行した「独立行政法人国立青少年教育振興機構」に承継された。
- (注12) 「独立行政法人産業医学総合研究所」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、同日に「独立行政法人産業安全研究所」から移行した「独立行政法人労働安全衛生総合研究所」に承継された。
- (注13) 「独立行政法人農業者大学校」、「独立行政法人農業工学研究所」及び「独立行政法人食品総合研究所」は、いずれも平成18年4月1日に解散し、各団体の権利及び義務は、同日に「独立行政法人農業・生物系特定産業技術研究機構」から移行した「独立行政法人農業・食品産業技術総合研究機構」に承継された。
- (注14) 「独立行政法人さけ・ます資源管理センター」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は「独立行政法人水産総合研究センター」に承継された。
- (注15) 「独立行政法人北海道開発土木研究所」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は「独立行政法人土木研究所」に承継された。
- (注16) 「独立行政法人海技大学校」は、平成18年4月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、同日に「独立行政法人海員学校」から移行した「独立行政法人海技教育機構」に承継された。
- (注17) 「独立行政法人医薬基盤研究所」は、平成17年4月1日に設立され、「独立行政法人医薬品医療機器総合機構」の権利及び義務のうち、医薬品技術及び医療用具等技術等に関する業務の権利及び義務を承継した。
- (注18) 「独立行政法人沖縄科学技術研究基盤整備機構」は、平成17年9月1日に設立された。
- (注19) 「独立行政法人年金・健康保険福祉施設整理機構」は、平成17年10月1日に設立された。
- (注20) 「国立大学法人富山大学」、「国立大学法人富山医科薬科大学」及び「国立大学法人高岡短期大学」は、いずれも平成17年10月1日に解散し、各団体の権利及び義務は、同日に設立された「国立大学法人富山大学」に承継された。
- (注21) 「国立大学法人筑波技術短期大学」は、平成17年10月1日に解散し、同団体の権利及び義務は、同日に設立された「国立大学法人筑波技術大学」に承継された。